

契約番号 2026001874-20

工事名 城東台西三丁目地内マンホールトイレ設置工事

質問1	施工代価表第58号表において、インターロッキングブロック材料は再利用で材料減額補正されていますか？
回答1	施工代価表第58号表について、本来であれば、インターロッキングブロックを再利用する場合、材料費の減額補正を行うべきところを、誤って減額補正を行っておりません。本工事では、材料費の減額補正を行わず積算してください。工事契約後は、岡山市工事請負契約約款第18条（条件変更等）によるものとします。
質問2	砂は路盤用単価を採用していますか？
回答2	その通りです。